

2018 年 8 月

Contents

- 1 【タイ】タイの ICO 規制の最新動向
- 2 【シンガポール】Grab・Uber の企業結合に対する競争法違反仮決定
- 3 【ブラジル】個人情報保護法の成立
- 4 【インド】2018 年個人情報保護法案の策定
- 5 【インドネシア】事業許認可統合電子サービス(OSS)の導入
- 6 【ロシア】ロシアにおける並行輸入
- 7 【韓国】代理店取引の公正化に関する法律の最新状況
- 8 【トルコ】トルコ企業の外貨建て借入れ規制に係る法令の改正

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【タイ】タイの ICO 規制の最新動向

発行者が発行するトークンを用いて投資家から資金を調達するための手段である Initial Coin Offering(「ICO」)の需要が世界的に高まってきており、東南アジアも例外ではない。アセアンにおいて最も ICO の需要が高いシンガポールは、現状比較的緩やかな規制となっているが、資金決済に関する新法を制定予定であり、今後規制が厳しくなる見込みである。これに先んじて、タイでは ICO に対する規制の一環として、2018 年 5 月にデジタル資産事業法(Royal Decree on the Digital Asset Businesses B.E.2561)が施行され、また同年 7 月には同法に基づく複数の告示も施行される等 ICO に関する規制が整備され始めている。そこで、本ニュースレターでは、タイにおける ICO 規制の最新動向について紹介する。

1. デジタル資産事業法の規制対象となるトークン

タイで行われる ICO において発行されるトークンがデジタル資産事業法上の「デジタル資産」に該当する場合、当該 ICO は原則として以下 2 で述べる規制に服することになる。この点、同法において定義されているデジタル資産とは、以下の通りである。

規制対象デジタル資産	
①	仮想通貨 (デジタル資産取引を含む商品、サービス、その他権利の取得のための支払い手段として創出された電子システム若しくは電子ネットワーク上の電子記録の単位)
②	デジタルトークン (あるプロジェクト若しくは事業に対する投資に参加する者の権利を特定すること、又は、発行体とトークン保有者の間の取決めに基づく特定の物、サービス若しくはその他の権利を取得することを目的とした、電子システム若しくは電子ネットワーク上の電子記録の単位)
③	上記①及び②に直接該当はしないが、性質上①又は②に類似するデータユニットであると証券取引委員会(the Securities and Exchange Commission)が判断したもの

ICO に際して発行されるトークンが、上記のうち、「デジタルトークン」、又は、これに類似するデータユニットであると証券取引委員会（「SEC」）が判断するものに該当する場合、当該トークンを発行する ICO は、デジタル資産事業法の規制対象となる（上記②③に該当するトークンを総称して「デジタルトークン」という）。

2. ICO におけるデジタルトークンの発行者に対する規制

デジタル資産事業法上の規制対象となる「デジタルトークン」を公衆に対して発行する発行者に対しては、同法並びに同法に基づく証券取引委員会告示 No. Kor Jor 15/2561 及び証券取引委員会告示 No. Kor Jor 16/2561（いずれも 2018 年 7 月 16 日付で施行）に基づき、主に以下の規制が課されている。特に注意を要する点につき、以下解説する。

規制の概要	
①	発行者がタイで設立された非公開会社又は公開会社であること
②	発行者が破産、債務超過状態、又は破産手続中ではないこと
③	SEC に対し ICO に関する届出書及び目論見書が提出され、事前承認されていること
④	SEC の定める条件を満たす投資家のみを対象とすること
⑤	SEC の認可を受けた ICO ポータルを介してトークンの発行が実施されること
⑥	発行者が ICO 後も継続して情報開示すること

■ SEC による事前承認

上記③に関する SEC の承認の可否は、デジタル資産事業法に基づく規則上、発行者の承認申請を受けてから 60 日以内に判断されなければならない。したがって、ICO 全体のスケジュールを策定する際には、この期間を考慮に入れる必要がある。

■ ICO の対象投資家

上記④の ICO により発行されるデジタルトークンは、以下の投資家に対してのみしか発行することができない。

- (a) 機関投資家、又は、超富裕層(2億バーツ以上の資本金を有する法人や7千万バーツ以上の資産を持つ個人等)
- (b) プライベートエクイティ又はベンチャーキャピタル
- (c) (a)又は(b)以外の投資家(個人投資家等)。(ただし、一件のICO当たりの投資額が30万バーツ以下、かつ、当該ICOにおける発行体の資本金の4倍、又は、当該ICO調達額の合計の70パーセントのいずれか高い方の金額以下の範囲で投資する場合に限る。)

ICOでは小口投資家からの資金を調達できることが一つのメリットとして挙げられるが、同時に発行者の財務状況からすれば無謀とも思えるようなICOが行われることを防止し、零細な投資家の保護を図る必要もあるため、上記(c)の通り、投資家による投資金額の制限が課されている点に注意を要する。

■ ICO ポータル規制

上記⑤のICOポータルは、SECからの認可を受けなければならず、(i)タイで設立された法人であること、(ii)適切な人材やシステムを備えること、(iii)500万バーツ以上の資本金を有すること等の要件を満たす必要がある。SECは、ICOポータルサービス提供認可申請を受けたのち90日以内に判断をしなければならない。なお、ICOポータルはデジタルトークンの発行体から独立性を有するものでなければならないとされている。

■ ICO 後の継続開示規制

上記⑥のとおり、ICO完了後、発行者は継続開示義務を負い、トークンの価値や投資家の投資判断に影響を与えるような、財務情報、事業の内容等につき、公衆に開示しなければならないとされているが、その詳細な様式については、現時点では定められていない。

3. 規制の対象外

上記のような規制はあるものの、2018年5月にSECのLegal Counsel and Development Departmentにより開示されたデジタル資産事業法に関する解説(Summary of the Royal Decree on the Digital Asset Business B.E. 2561)によれば、個別のICOの内容や性質により、デジタルトークンが通常の物やサービスの取引に利用されるケースや私募発行のケース等、当該ICOが行われても、国の金融システムや公衆一般に対する影響がごくわずかであるとSECが判断できるような場合には、本来課せられるべき規制の一部が、SECの裁量により免除されることがあることが明らかにされている。

また、2018年7月16日に施行された証券取引委員告示No.Gorjor 10/2561により、例外的に、特定の商品又はサービスを取得する権利を付与する目的で発行されたデジタルトークンであり、かつ、デジタルトークンが発行された時点で当該商品又はサービスが利用可能な状況になっている等の場合には、当該デジタルトークンの発行に際し承認を得る必要はないことが明らかにされた。

4. 総括

このように、タイではICOに対する規制としてデジタル資産事業法が施行され、その下位規則の整備も進んでいるが、その具体的な運用については今後の実務の積み重ねを待つ必要があろう。

タイだけではなく東南アジアの各国においても ICO に対する規制が導入される動きが見受けられるが、規制導入が検討されてから実際に具体的な法令が施行されるまでの期間が日本に比べて短い場合もあり、現時点では ICO を実施することに対して規制が及んでいないとも、ICO の実施時や ICO をを利用して得た資金の運用開始後にその運用方法が規制の対象とされることもありうる。したがって、東南アジアにおいて ICO を利用した資金調達や事業を検討している事業者においては、各国の今後の規制動向について注視しつつ、資金・事業計画を検討することが必要であろう。

弁護士 安西 明毅
akitaka.anzai@amt-law.com
 弁護士 松本 久美
kumi.matsumoto@amt-law.com

2. 【シンガポール】Grab・Uber の企業結合に対する競争法違反仮決定

2018 年 7 月 5 日、シンガポール競争法当局(Competition and Consumer Commission of Singapore)(「CCCS」)は、Grab による Uber の東南アジアビジネスの買収(「本取引」)についてシンガポール競争法(Competition Act)(「シンガポール競争法」)に反する旨の仮決定(「本仮決定」)を行った。シンガポール競争法は日本と異なり、事前届出が強制されておらず、競争法違反の可能性があると考える当事者が CCCS に届出を行うという任意の事前届出制度を採用している。本仮決定は CCCS が事前届出を行わなかった企業結合を調査し、課徴金を課すことを仮決定した初めての案件である。

1. 本取引の背景

CCCS は、2018 年 3 月 9 日、本取引に関する報道がされたことを踏まえ、Grab 及び Uber に対して、シンガポール競争法の事前届出制度の概要、CCCS の権限及び同法に違反した場合のペナルティ等を説明した書面を送付した。

これに対し、Uber は、同年同月 19 日、シンガポールにおける競争に影響を与える契約を締結した場合には、CCCS に通知する旨の書面を送付した。

ところが、2018 年 3 月 26 日、Grab は、CCCS への事前届出を行わないまま、本取引を実行のうえ本取引を公表した。Uber は本取引の対価として Grab の 27.5% の株式を取得し、Uber の CEO である Dara Khosrowshahi 氏が Grab の取締役会に加わることになった。

そのため、CCCS は、本取引の公表後、同日付で Grab 及び Uber に対し、本取引に関する CCCS への届出日を含む複数の事項について説明を求める書面を送付し、かつ本取引公表日の翌日である 2018 年 3 月 27 日から本取引に関する調査を開始した。

その結果、同年 4 月 13 日、CCCS は、将来的に違反者に対し適切な是正措置を課するのに支障がある場合や重大かつ回復不能な損害を防ぐ緊急性がある場合に命じることができる暫定的は正措置(Interim Measures Direction)(「IMD」)(内容の詳細については下記 3 参照)を命じた。

その後、CCCS は調査及びパブリックヒアリングを経て、2018 年 7 月 5 日、本取引がシンガポール競争法に違反するとして是正措置及び課徴金を科す旨の仮決定を下した。

2. 企業結合に関するシンガポール競争法の規制

シンガポール競争法は、商品やサービスの提供についてシンガポールにおける市場競争を著しく低下させることになる(substantial lessening of competition)（「SLC」）企業結合を禁止している（54条）。

この点、CCCSはシンガポール競争法違反に該当するか否かを調査・決定し、違反行為に対して SLCに対する是正措置（契約の解消、変更等）を命じ、課徴金を課す権限を有する。企業結合に関する CCCS の法令解釈及び運用方法については、CCCS が公表しているガイドライン¹で示されている。

シンガポール競争法は、企業結合について当事者による任意の事前届出制度を採用している。企業結合をしようとする当事者はシンガポール競争法違反の可能性を判断し、該当可能性がある場合に CCCS に対して届出をすべきとされる。事前届出がなされた場合、CCCS は一次審査を行い、原則として 30 営業日以内に判断する。一次審査で判断することができない場合には二次審査に移行し、原則として 120 日以内に判断する。当事者が事前届出を行わない場合であっても、競争法違反の可能性があると認める合理的な理由があれば CCCS は自ら調査を開始する。ガイドラインによると、①企業結合当事者の市場シェアが 40%を超える場合、又は②市場シェアが 20%から 40%でかつ企業結合後の上位 3 社の市場シェアが 70%を超える場合でなければ SLC は存在せず調査を開始しないであろうとの指針が示されている。

3. Grab・Uber に対する IMD 及び本仮決定の内容

2018 年 4 月 13 日に Grab 及び Uber に対して発令された IMD は、①運転手に対して専属的契約義務を課さないこと、②Grab の市場における地位の拡大につながり得る Uber のオペレーションデータ（乗車履歴等）の使用を行わないこと、③統合前の価格及び手数料レベルを維持すること、並びに④利用者及び運転手が自由にプラットフォーム選択できることを主な内容とする。また、利用者及び運転手の円滑な移行のため、2018 年 5 月 7 日まで Uber を利用できる状態を維持するよう命じた。CCCS が IMD を発令した理由については、Grab・Uber の合計の市場シェアが 60～70%に上ることから、上記ガイドラインに規定する 40%の基準を超えること、両者は市場における互角の競争者であったこと、多くの運転手が専属的な契約を義務付けられていること、本取引の直後から重要な資産である乗車履歴等のデータ移転が行われていることが挙げられている。

その後、CCCS は本取引が SLC を有するとして、是正措置の提案と課徴金を課す旨の仮決定をした。CCCS が提案した主な是正措置は、IMD の内容と類似しており、①Grab 運転手（Grab のプラットフォームを利用している運転手及び Grab 関連のリース会社を利用している運転手）に対する専属的契約義務を解消すること、②競争状態が回復するまで Grab の企業結合前の価格設定アルゴリズムを維持すること、③Uber が株式を保有するレンタル会社を Grab 以外の第三者に売却すること等が含まれている。

CCCS はこれらのは是正措置が適切か否かについて意見を求めるためパブリック・コンサルテーションを行った²。CCCS はパブリック・コンサルテーションの結果、提案した是正措置又はその他の是正措置では不十分であると判断した場合には、本取引自体の解消を命じることができる。

また、CCCS は、Grab・Uber が競争に支障を来す可能性を予測していたにもかかわらず本取引を実行し、実際に SLC が生じたことを理由に課徴金を課すことも提案している。

前述のとおり、シンガポールは当事者による任意の事前届出制度を採用しているが、CCCS に対して取引の適法性について事前確認及び相談することができる。特に本件では CCCS が 2018 年 3 月 9 日付で Grab 及び Uber に対しシンガポール競争法の事前届出制度の概要及び CCCS の調査、命令及び課徴金賦課、IMD の権限等を説明し

¹ CCCS Guidelines on the Substantive Assessment of Mergers 2016

² 2018 年 7 月 19 日付で終了。

た書面を送付していたにもかかわらず、これに対応することなく本取引を実行したことも指摘されている。ガイドラインによると当事者の故意又は過失に基づく違反に対する課徴金はシンガポール競争法違反があつた年の当事者のシンガポールでの売上高の 10%を上限(3 年を上限)とする旨規定されている。

4. 今後の動向

本仮決定に対してはパブリック・コンサルテーションが実施されたが、現時点では結果について公表されておらず、最終決定についてもいつ頃なされるかについては不明である。また、本仮決定に対しては Grab が異議を申し立てる旨報道されている。本仮決定は、任意の事前届出制度を採用しているシンガポール競争法の下で、事前届出を欠いた事業結合に対して厳格な姿勢を示した初の事例である。最終判断は今後の企業結合の指針になりうることから CCCS の決定を注視したい。

弁護士 前田 敦利 atsutoshi.maeda@amt-law.com
弁護士 花水 康 ko.hanamizu@amt-law.com
弁護士 梶原 紘恵 hiroe.kajiwara@amt-law.com

3. 【ブラジル】個人情報保護法の成立

【概要】

ブラジルでは、日本の個人情報保護法に相当する分野横断的な法律ではなく、消費者保護法や税法やインターネット法(2014 年法 12965 号)等各種業法において個人情報の取扱いに関する一定の制約があるに過ぎなかった。しかし、2018 年 7 月 10 日、ブラジル議会上院は、分野横断的な個人情報の取扱いに関する法案を可決し、当該法案は、2018 年 8 月 14 日、大統領の拒否権(veto)行使³により一部が修正されつつも、大統領の承認を受け、法律として制定された(2018 年法 13709 号(「本法」))。

なお、本法は、2018 年 8 月 15 日に行われた官報公告の 18 ヶ月後(すなわち、2020 年 2 月 15 日)に施行される予定である。

1. 本法の概要

本法は、2018 年 5 月 25 日に施行された欧州の一般データ保護規則(GDPR)に影響を受けており、規律する主体を管理者又は責任者(controller(英語)、controlador(ポルトガル語))と処理者(processor(英語)、operador(ポルトガル語))⁴の二種とする点、越境移転規制の点や域外適用の点を含め、GDPR との共通点が多い。

(1)適用範囲と適用除外

³ ブラジル憲法上、大統領には法案に対する全部又は一部の拒否権が与えられている(ブラジル憲法 66 条)。

⁴ 日本の個人情報保護法上の義務を負う主体は、個人情報取扱事業者の一類型であるのに対し、本法上の義務主体は、GDPR と同様、管理者及び処理者の二類型がある。日本での整理に類して考えれば、管理者は個人情報取扱事業者、処理者は個人情報取扱事業者の委託先に該当すると考えられる。

本法は、法人・個人、又はその国籍・本店所在地を問わず、個人データ⁵の取扱いを行う下記いずれかの場合において、原則適用される。

- ア ブラジル国内にてデータ処理(データの収受、使用、保管、修正、処分等をいう)が行われる場合
- イ データ処理が、ブラジル国内の個人に対しサービス若しくは商品を提供する目的、又は、ブラジル国内の個人のデータ処理を行う目的で行われる場合
- ウ 情報収集時点において、データ主体(個人)がブラジル国内に所在している場合

ただし、上記いずれかの場合に該当するとしても、下記いずれかに該当する場合には例外的に適用除外とされる。

- ア ブラジル国外(ただし、当該国が本法と同等の保護水準にある場合に限る)を起源とするデータであって、かつ、(x)ブラジルのデータ処理代行業者等への共有若しくは開示目的ではない場合、又は(y)(個人データのブラジルと第三国との間の移動である、いわゆる)越境移転ではない場合
- イ 報道、芸術、学術、治安、国防、刑事捜査や強制執行等の目的を有する場合
- ウ 個人によるデータ処理であり、かつ個人利用目的であって商業利用目的ではない場合

(2)個人データに関するデータ処理の原則禁止・越境移転規制

上記(1)に従い、本法が適用される個人データに関するデータ処理は、原則として禁止される。ただし、例外的に、以下の場合においては、これを行うことが出来る。

- ア データ主体からの明確かつ特定された同意が得られた場合(なお、同意はいつでも撤回可能である)
- イ 管理者に対する法令順守上の要請である場合
- ウ データ主体が当事者となっている契約の履行に必要な場合
- エ 司法、行政、仲裁手続上の権利行使に通常必要な場合
- オ データ主体又は第三者の生命・身体の保護に必要な場合
- カ 医療専門家又は医療団体による医療行為に必要な場合
- キ 管理者又は第三者に合目的的に必要であって、データ主体の基本的権利に対する保護の要請がこれを上回らない場合
- ク 信用保護目的の場合
- ケ 研究団体による調査の場合
- コ 行政手続上、公共の福祉のために必要な場合

なお、より保護の必要性の高い「センシティブ・データ」(人種、宗教、政治的思想、健康状態等に関する情報)に対しては、本人の明示的な同意がない限り、商用利用は原則禁止とされ、例外要件に上記ウ・キ・クは含まれない等上記個人データ一般に対する取扱いに比し、より厳格な取扱いが要請されている。

また、越境移転を行う場合においては、転送先の国が同等レベルの個人情報保護法制を有しているか、管理者が同等レベルの保護を保証している場合等一定の場合に限られる。

⁵ 本法上の保護対象は「dados pessoal(英訳:personal data)」である。これに対する和訳としては「個人情報」も考えられるが、(1)日本個人情報保護法で保護される「個人情報」(個人情報保護法2条1項)よりも「dados pessoal」の範囲は広範であること、また、(2)本法が影響を受けたGDPRにより保護される「personal data」は専ら「個人データ」と訳されることが多いことから、本ニュースレターでも「個人データ」の訳語を用いる。なお、日本の個人情報保護法上「個人データ」の定義語も存在する(同法2条6項)が、これとは異なる意味で用いていることにつき留意されたい。

(3)データ主体の権利

データ主体は、自身のデータ処理に関する明確な情報（データ処理の目的、管理者の情報や連絡先等）を事前に受領する権限を有する。また、データ主体は、データ処理等確認権、アクセス権、訂正権、匿名化等情報加工請求権、データ・ポータビリティ権、消去権（忘れられる権利）等を保有する。

なお、これら本法上認められる権利は、GDPR 上データ主体に認められる権利と似通っているが、日本法上認められていないデータ・ポータビリティ権や消去権（忘れられる権利）を認めており、日本法とその内容に差異がある点は、GDPR と同様、注意が必要である。

(4)データ保護責任者(Data Protection Officer(英語)、Encarregado(ポルトガル語))の設置

データ管理者は、データ保護責任者を選任し、かかる責任者を特定できる情報と連絡先を公表しなければならない（ウェブサイトによる開示が望ましいとされる）。当該責任者は、①データ主体からの連絡及びクレームの受領並びにこれに対する対応、②規制当局との協働、③管理者又は処理者及び処理を実施する従業員に対するデータ保護法制による義務の指導等の業務を担うとされている。

(5)民事上及び行政上の責任

本法は、管理者及び処理者に対し、データ処理に関連し、データ主体に損害が生じた場合における損害賠償義務を課しており、また、証明責任の転換により、データ主体の保護の強化を図っている。かかる民事上の責任に加え、本法違反の場合におけるデータ処理業者に課せられる主な行政上の責任は以下のとおりである。

- ①警告
- ②企業グループのブラジル国内の年間売上高 2%の罰金（上限は 1 回の違反毎に最大 5000 万レアル（約 14 億 5000 万円））
- ③違反事実の公表
- ④データベース運用・データ処理事業の最大 6 ヶ月間の停止等
- ⑤個人データの削除命令

2. 本法の今後の実務への影響と留意点

本法はブラジル国外の企業であっても適用され、本法違反により多額の罰金の支払命令を受ける可能性がある。したがって、ブラジル国内に事業所を有する企業はもちろんのこと、ブラジル国外の企業であっても、ブラジル国内に関連するビジネスを行う企業ならば、本法に対する対策を検討することが望ましい。具体的な検討作業としては、取引先との個人データのフローやグループ内の個人データの取扱いを確認する、いわゆるデータマッピングの作業が挙げられるであろう。

なお、本法の施行は 2020 年 2 月 15 日であることから、本法の具体的な検討が必要となる状況はかなり先のことのように思われるかもしれない。しかし、既に施行済みの GDPR への対応に追われる日本国内の事業者の状況を見る限り、ブラジル個人情報保護法への対応についても、早急に準備を進めるか又は少なくともその検討は開始することが肝要であろう。

弁護士 角田 太郎
taro.tsunoda@amt-law.com
 弁護士 岩崎 大
dai.iwasaki@amt-law.com

4. 【インド】2018年個人情報保護法案の策定

1. 2018年個人情報保護法案の策定

インドにおいても個人情報の保護に関する関心は高まっており、インド政府は、2017年7月、個人情報保護に関する問題及び関連法令の整備について検討する専門家委員会(議長:B. N. Srikrishna)を設置した。

2018年7月27日、同委員会は、「A Free and Fair Digital Economy Protecting Privacy, Empowering Indians」と題する報告書を公表した。また、同委員会は、「2018年個人情報保護法案(Personal Data Protection Bill, 2018)」(「本法案」)を策定し、インド政府に提出した。

現在、インドにおける個人情報の保護は、インドにおける情報技術産業に関する全般的な規制法である2000年情報技術法(Information Technology Act, 2000)の条文の1つ(43A条)及び当該条文を踏まえた同法の施行規則であるInformation Technology (Reasonable Security Practices and Procedures and Sensitive Personal Data or Information) Rules, 2011(「現行規則」)によって規律されているが、欧州におけるGDPR(EU一般データ保護規則)の制定に見られるような世界的な個人情報保護の強化の流れを受け、2000年情報技術法(Information Technology Act, 2000)の一部としてではなく、個人情報保護を目的とした独自の法律として、本法案が立案されている。

2. 本法案の概要

(1)個人情報の取扱い

本法案は、「個人情報(Personal Data)」の「取扱い(processing)」について適用される。

「個人情報(Personal Data)」は、自然人に関する情報とされている。

「取扱い(processing)」の定義は、収集、記録、組織、構成、保管、適応、変更、取出し、利用、配置、結合、インデックス、送信による開示、配布その他による公開、制限、削除又は破壊を含むものと定義されており、幅広い概念となっている。

(2)適用範囲

インド国内における個人情報の取扱い、並びにインドの公的機関、会社、個人等による個人情報の取扱いが、基本的な適用対象とされている。現行規則においては、インドの公的機関による個人情報の取扱いについては規制の対象とされていなかったため、現行規則から大きな変更点となる。

また、上記に加え、インド国外の者による個人情報の取扱いについても、個人情報の取扱いがインド国内において実施される事業に関連する場合等の一定の場合には適用があるとしており、いわゆる域外適用を予定した内容となっている。

(3)センシティブ個人情報

本法案は、個人情報のうち、特に慎重な取扱いを要する個人情報をセンシティブ個人情報として区別し、後者の取扱いについては前者より厳格な規制を課している。

センシティブ個人情報としては、パスワード、金融情報、健康状態、公的識別番号等、性・ジェンダーに関する情報、身体情報、遺伝情報、カースト・種族、宗教・政治的信条等が含まれるとされている。現行規則にもセンシティブ個

人情報の概念はあるが、本法案におけるセンシティブ情報の範囲は、現行規則よりも拡大されている。

(4)情報保護のための原則

本法案は、個人情報の保護のための様々な原則・ルールを定めている。

主なものとしては、①情報の公正・合理的な取扱い、②目的外利用の禁止、③必要な範囲での収集、④適切な管理義務、⑤必要な範囲・期間の保管等が挙げられる。

(5)個人情報に係る本人の権利に関する規定

個人情報に係る本人は、情報の確認や訂正に関する権利のほか、一定の限度での忘れられる権利や損害賠償の権利を有することが明記されている。

3. 今後について

本法案は、まだ関連省庁において検討されている段階であり、インドの国会には上程されていない。法律として成立するかの見通しはまだ立っておらず、その内容も今後変更される可能性は大いにある。

しかしながら、GDPR(EU 一般データ保護規則)の動きに見られるように、個人情報保護の強化の流れは世界的な潮流といえ、また、IT 立国を目指すインドにおいても高い関心を持って捉えられている事象であることから、インドに事業拠点を有する、又はインドと取引関係のある日本企業においては、本法案の動向に今後も配慮し、早期に対策を検討しておくことは有益ではないかと思われる。

弁護士 琴浦 謙
ryo.kotoura@amt-law.com
 弁護士 大河内 亮
ryo.okochi@amt-law.com

5. 【インドネシア】事業許認可統合電子サービス(OSS)の導入

政府は事業許認可統合電子サービスに関する政令 2018 年 24 号(「本政令」)を発行し、本政令は 2018 年 6 月 21 日付で発効した。

本政令は、ライセンス発行手続を簡略化しペーパーレスにするもので、既存の許認可取得手続の枠組みを抜本的に変えることが想定されている。

本ニュースレターでは、本政令の概要を説明する。

1. 本政令の新たな許認可の枠組み

(1)事業許認可統合電子サービス(OSS)システムの導入

従前、各省庁、機関、又は地方政府が管轄していた許認可の発行のメカニズムが、本政令の枠組みでは、中央政府が構築、開発及び運営を行う事業許認可統合電子サービス・システム(「OSS システム」)を通じて実施されることになる。各省庁、機関、州政府等が既に電子システムを有している場合、OSS システムと統合される(本政令 90

条)。

OSS システムは経済調整省により管理され、許認可の発行についての各省庁等との調整も同省により行われる(本政令 94 条)。

本政令に基づき、以下(2)から(4)の 3 つの許認可が新たに設けられた。

(2) 事業基本番号(NIB)

事業基本番号(NIB)とは、事業者が登録を行った後に OSS 機関が発行する事業者 ID であり(本政令 1 条 12 号)、既存の会社登録証(TDP)、輸入者認識番号(API)、通関アクセス権及び健康・労働保障(BPJS)に代わるものとなる(本政令 26、28 条)。

(3) 事業許可

事業許可とは、事業を実施するために事業者に対し発行される登録で、要件充足又はコミットメントを遵守することを条件として承認書が発行される(本政令 1 条 4 号)。事業許可を取得した事業者は、土地の取得、用地面積の変更、建物の建設・運用、設備の調達、従業員の雇用、認証・品質試験、試験製造、製造の実施をそれぞれ行うことが可能になる(本政令 38 条)。

(4) 商業/操業許可

商業/操業許可とは、製品やサービスについて法定基準や認証の取得が必要な場合に必要となる許認可で、事業者が事業許可を取得後、要件充足又はコミットメントの遵守に基づき、商業活動を実施するために OSS 機関により発行される許可である(本政令 1 条 10 号)。特定の事業については、商業活動に入る前に商業/操業許可を取得する必要がある。事業者は商業/操業許可の発効前に、法定基準、認証、許認可、登録等に関するコミットメントを充足することが求められる(本政令 39 条)。

(5) 各許認可の関係

原則として、会社は商業/操業許可を取得してから商業活動の開始が許される。例外として、特定の基準や認証が不要な製品やサービスについては事業許可のみで商業活動を開始できる。

また、事業許可や商業/操業許可は OSS システムにより発行されるが、その発効は必要なコミットメントが満たされてからとなる。

2. 各許認可の申請手続き

(1) OSS アカウント

OSS システムにアクセスするためには、OSS にアカウントを開設する必要がある。必要事項を入力した後、申請者の E メールアドレスに送られたログイン情報を元にシステムにアクセスしアカウントを有効化する。従来の投資調整庁(BKPM)のオンライン申請のシステムとは異なり、アカウント開設に書面での手続きは不要となる。

(2)事業基本番号(NIB)

申請者が会社の場合、会社名、設立証書番号、事業内容、資本投資の種類、外国株主の場合国名、資本投資の場所、予定している資本投資の価値、労働力利用計画、事業連絡先、財務・税関その他優遇措置の申請予定、納税者番号(NPWP)、通関基本番号(NIK)の各情報が必要になる(本政令 22 条)。

もし、納税者番号(NPWP)が未取得の場合、OSS システムを通じて取得する。以上情報がそろうと、固有の電子署名と共に 13 枝の事業基本番号が発行される(本政令 24 条)。

(3)事業許可

事業許可是、立地許可、環境許可、建設許可(IMB)等の必要なコミットメントが充足されると発効し、OSS システムを通じて発行される(本政令 32 条)。商業/操業許可が不要な業種の場合には、事業許可の取得をもって操業開始可能になる。

(4)商業/操業許可

前述の通り特定の要件充足又はコミットメントの遵守に基づき発行される(本政令 39 条)。

3. 留意点

(1)本政令後も投資調整庁(BKPM)で処理される許認可

実務上、従前の投資調整庁(BKPM)のシステムが本政令の施行日より停止し、少なからず混乱が生じていた。その後、BKPM の発表により、下記を含むいくつかの許認可は、OSS システムによらず従来の BKPM のシステムが利用されることが明らかになった。

- ・発電、エネルギー、鉱物資源、公共事業、金融、住宅事業に関する許認可
- ・エネルギー、貿易及び建設分野以外の外国駐在員事務所(KPPA)許可
- ・貿易及び輸送分野以外の支店開設許可
- ・株主の一時滞在ビザ(VITAS)に関する推薦
- ・訪問ビザから暫定滞在許可(ITAS)への変更に関する推薦
- ・暫定滞在許可(ITAS)から恒久的滞在許可(ITAP)への変更に関する推薦

(2)会社情報の変更

株主、取締役又はコミサリス等の会社情報の変更については、まず公証人により公正証書が作成され、法務人権省のシステムを通じて情報をアップデートする。その後、自動的に OSS システムに反映されるが、申請者がマニュアルで OSS システムの情報をアップデートすることも可能となる。

他方、外資規制により外国株主の保有比率が制限されている業種について株式比率を変更する場合には留意が必要となる。そのような業種について、新制度では従前のような投資調整庁(BKPM)の事前承認を経ずに株式比率を変更することになるため、どのように外資規制を遵守しているかについてチェックがなされるのか(公証人がチェックするのか、OSS システムが自動的に外資規制違反を拒否するのか等)いまだに明らかではない点も存在する。

4. 移行規定

本政令の施行以前に行われていた許認可の申請でまだ許認可が発行されていないものについては、本政令に基づき OSS システムを通じたプロセスで処理される(本政令 103 条)。本政令の施行時点で既に発行済みの許認可は引き継ぎ効力を有する。

また、本政令は従前の規制や制限を無効にするわけではなく、本政令で定められなかった事項は引き継ぎ有効である(外資規制や外国投資会社の最低資本金規制等)。また、投資調整庁(BKPM)や他の機関の監督権限等が全て経済調整省に移管されるわけではなく、引き継ぎ関連官庁の監督権は存在し続ける。

5. 結語

本政令に基づく新しいシステムの運用についてはまだ明確ではない点も多い。今後発行される関連規則等を含め、当局の運用方針にも注視しつつ対応を検討していく必要がある。

弁護士 池田 孝宏(ジャカルタデスク代表)
takahiro.ikeda@amt-law.com

6. 【ロシア】ロシアにおける並行輸入

2018 年 2 月、ロシアにおける並行輸入の実務に影響を与える裁判所判断(2018 年 2 月 13 日付ロシア連邦憲法裁判所判決)が出されたので、本ニュースレターで紹介したい。

1. 事件概要

ロシア会社 Y 社が、日本メーカー X 社の製品を、ロシアの正規輸入販売店からではなく、ポーランドの会社から購入しロシアに輸入しようとしたところ、製品が税関で差し押さえられた。その後、X 社は、①輸入される予定であった製品の輸入の禁止、②それらの回収・破棄のほかに、③Y 社が将来的に対象商標を利用することの禁止(対象商標が付された製品の輸入禁止を含む)や④賠償金の支払いを求めて裁判を起こした。

X 社の主張は、ロシア民法上、商標権の国内消尽の規定に基づくと、並行輸入は商標権の侵害に該当し(1487 条)、ある物品の輸入が知的財産権を侵害する場合、当該物品は「偽造品(counterfeit)」とされるため(1252 条 4 項)、並行輸入品は「偽造品(counterfeit)」として排除されるべきであるというものであった。

2015 年、商事裁判所における一審及び控訴審では X 社の主張が全面的に認められたが、その上級審(破毀審)では、X 社の主張のうち①、②及び④は認められたものの、商標権者に抽象的な侵害を排除する権利ではないとして、③Y 社による将来的な商標利用の禁止は認められなかった(第二破毀審への上訴は、2016 年 5 月に棄却され審理はされなかった)。

2. 憲法裁判所の判断

(1)違憲審査の申立て

Y 社は、2017 年 5 月、民法 1252 条 4 項、1487 条や 1515 条が、憲法が保障する法的確実性・公平性を害す

るとして、その違憲性の確認を求めて憲法裁判所に訴えた⁶。上述のとおり、民法 1252 条 4 項・1487 条により並行輸入品は counterfeit とみなされていた一方で、商標が違法に付された商品は counterfeit であるとする民法 1515 条 1 項によれば、権利者が商標を付した並行輸入品は counterfeit ではないとも解釈でき、かかる法令の不確実性が指摘された。また、真正品である並行輸入品も、無権利者による偽造品・模造品も、counterfeit として同一に扱われる点も違憲性が主張された。

(2) 判決

憲法裁判所は、商標権の及ぶ範囲(消尽の問題)⁷、並行輸入の合法性については立法の裁量に委ねられており、上記の民法規定は憲法に反しないと結論づけた。現行法については、並行輸入品は counterfeit に該当し商標権を侵害することを確認した。ただし、上記の民法規定の適用について、以下のような制限を設けた。

第一に、商標権者の利益よりも、ロシアにおける安全、人民の生命・健康等の公共の利益が優先される場合があり、かかる場合、商標権に基づく請求は権利濫用・誠実性欠如とみなされ請求は認められないとした。判決主文では、ロシアに対する経済制裁に商標権者が従うこと自体が、誠実性欠如に該当しうると説明されている。判決理由では、生命・健康にかかわる薬品について、正規輸入販売店の販売価格が、並行輸入品価格に比して非常に高額で、ロシア消費者が購入することが難しい場合が権利濫用の例に挙げられている。

第二に、商標権に基づく請求としての並行輸入品の回収・破棄は、並行輸入品の品質が低い場合や安全、生命・健康等を保護するために必要な場合に限り認められるとした。

最後に、本件を再審に付すべき旨が判示された。

(3) 審理

判決主文は経済制裁に言及しているが、2017 年 12 月 14 日の憲法裁判所での審理では、申し立てた Y 社のほか、政府、独占禁止局、検察庁、専門家等が意見を述べ、経済制裁下のロシア経済・ロシア企業の状況も考えるべき旨が主張された。経済制裁を理由にロシア正規輸入販売店への販売が停止されたりロシアでの販売量が制限されたりすることにより、ロシア国民が該当商品を入手しづらくなる場合が想定されるが、同日付新聞記事⁸では、「本件は、特にロシアに対する制裁を考えると、中小ビジネスの支援か国際企業の支援かという問題である。」、「EU、米国及び日本からの輸入量、ロシアに対する経済制裁を考慮すると、並行輸入の禁止は、第一に、ロシア企業ではなく外国企業に利益をもたらす。」との審理での発言が紹介されている。また、本件の製品は、X 社の医療関連製品の補充品であったため X 社製品以外の代替製品がなかった、経済特別区制度が関係し、並行輸入品価格と正規品価格に 5 倍の差があった、国家調達契約に基づく公的資金による購入であったといった事情も審理において触れられた。

⁶ ロシアでは、最高裁判所を頂点とする通常裁判所・商事裁判所とは別に、法令違憲審査をする憲法裁判所が存在する。企業同士の紛争については、一般的には、州等の商事裁判所で第一審、控訴商事裁判所で控訴審、管区商事裁判所で破毀審まで争うことができる。重要な法令違反や権利侵害があれば、例外的に、最高裁判所における第二破毀審、さらに監督審に上訴できる。このような商事訴訟事件が終了したとしても、当該事件で適用された法令により権利を侵害されたとする者は、事件審理の終了から 1 年以内に、憲法裁判所に当該法令の違憲審査を訴えることができる(憲法裁判所法 96 条、97 条)。

⁷ ロシアはカザフスタン等とユーラシア経済同盟協定を締結しており、同協定添付書面第 26 号「知的財産権の保護に関する議定書」16 項の適用を受けて、商標権は同盟域内で消尽するが、ポーランドはユーラシア経済同盟国ではない。

⁸ <http://www.ksrf.ru/ru/Press-srv/Smi/Pages/ViewItem.aspx?ParamId=5112> [01.08.2018]

3. 実務への影響

並行輸入が商標権侵害に該当することが確認されたことで、税関では、税関に登録されている商標商品の通関に際し、ライセンスのチェックが厳しくなっているという。そのため、商標権者には、まず、商標を税関に登録することが推奨されている。

商標権者の請求の排除については、公共の利益がどこまで重視されるのか、裁判実務の蓄積を待たざるをえない。本件については、一審を判断した商事裁判所が、2018年6月、2015年の第一審判決を取り消し新しい事由に基づく再審理を決定し⁹、8月13日の審理の結果、上記破毀審と同様の判決が出された。

弁護士 小林 英治
eiji.kobayashi@amt-law.com
 弁護士 松嶋 希会
kie.matsushima@amt-law.com

7. 【韓国】代理店取引の公正化に関する法律の最新状況

1. はじめに

韓国では、2016年12月23日に代理店取引の公正化に関する法律（「代理店法」）が施行された。その後、代理店法は既に数次の改正を経て、その実効性に対する期待が高まっている。そこで、以下では、代理店法の概要と最新の法改正について紹介する。

2. 代理店法の概要

(1)適用範囲¹⁰

代理店法が保護する「代理店取引」とは、供給業者と代理店の間の、商品又は役務の再販売又は委託販売のために行われる取引で、一定期間継続する契約を締結したうえで、反復的に行われる取引をいう（2条1号）。

ただし、「代理店取引」に該当する場合でも、以下のいずれかに該当する場合、又は加盟事業取引の公正化に関する法律等の他の法律の適用を受ける場合には、代理店法の適用がない（3条1項）。

- ①供給業者が中小企業者¹¹に該当する場合
- ②代理店が中小企業者に該当しない場合
- ③供給業者が代理店に対し優越的な地位を有していると認められない場合

(2)主たる規制内容

ア 代理店契約書の作成及び保管義務

供給業者は、代理店との間で以下の全ての事項を含む契約書を作成しなければならず（5条1項）、代理店と

⁹ 再審事由となる適用法令の違憲性（商事訴訟法311条3項3号）は認定されていないが、憲法裁判所の再審指示を勘案し、再審が認められている。

¹⁰ 代理店法は、同法施行後に締結又は更新された「代理店取引」契約に適用される。

¹¹ 中小企業基本法が、平均売上高、資産総額の二つの観点から業種別に要件を定めている（例えば、卸・小売業者は、平均売上高が1000億ウォン未満かつ資産総額が5000億ウォン未満であることが要件である。）。また、総資産額が5000億ウォン以上である親会社（外国企業を含む）に株式の30%以上を保有されている子会社は、「中小企業者」には該当しない。

の契約終了後 3 年間、これを保管しなければならない(5 条 3 項)。

- ①取引形態、取引品目及び期間に関する事項
- ②納品方法、納品場所及び日時に関する事項
- ③商品代金の支払い手段及び支払時期に関する事項
- ④商品の返品条件に関する事項
- ⑤営業の譲渡に関する事項
- ⑥契約解約の事由及び手続に関する事項
- ⑦販売奨励金の支払いに関する事項
- ⑧その他、代理店取引契約当事者の権利・義務に関する事項であって大統領令で定める事項(委託販売取引の場合、a 供給業者が代理店に委託する業務の範囲及び遂行方法に関する事項、並びに b 手数料等その名称にかかわらず供給業者が代理店に支払う対価に関する事項(代理店法施行令 2 条))

イ 不正取引行為の禁止

代理店法及び同施行令が明示する、供給業者の禁止行為の類型・基準は以下のとおりである。

- ・購入強制行為の禁止(6 条):特定の商品・役務の注文強制や、注文せざるを得ない環境を醸成すること。代理店の注文内容を一方的に修正して商品・役務を提供すること。
- ・経済的利益の提供強要の禁止(7 条):供給業者の必要による販売促進行事を実施しながら、その費用負担を代理店に求めること。供給業者が雇用した役職員の人事費を代理店に負担させること等。
- ・販売目標の強制の禁止(8 条):解約、商品の提供の中断、代理店への支払いをしないこと、又はそれらの意思表示をして、販売目標の達成を強制すること。
- ・不利益提供の禁止(9 条):契約内容に関する意見が不一致の場合に、供給業者の解釈に従うという契約を締結すること。契約期間中に代理店の意思に反して取引条件を追加・変更すること。契約上の制限事由がないのに販売奨励金を支払わないこと等。
- ・経営活動干渉の禁止(10 条):代理店による役職員等の選任、解任、配転、勤務条件決定の際に、供給業者の事前指示又は事後承諾を求める。代理店の取引先、営業時間、営業地域、販売促進活動等を、供給業者が一方的に定め履行を要求すること等。
- ・注文内訳の確認要請拒否又は回避の禁止(11 条):代理店が申込み又は購入の意思表示をした製品、数量等、注文の内訳の正当な確認要請を拒絶又は回避すること。
- ・報復措置の禁止(12 条):代理店が、紛争調停の申請、違法行為の申告、公正取引委員会の調査に協力をしたこと等を理由に取引の停止、取引量の縮小等の不利益を与えること。

(3)履行確保

規制の履行を確保するため、代理店法では違反行為に対する①是正措置(23 条)、②課徴金の賦課(25 条)、③刑事罰(30 条)、④損害賠償責任¹²(34 条)を定めている。

¹² 6 条又は 7 条違反の場合に、代理店に生じた損害の 3 倍以内の損害賠償責任が課されることについては、本ニュースレター 2017 年 2 月号(<https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins13.pdf>)も参照。

3. 近時の法改正と今後の留意点

(1) 2018年1月16日改正-申告褒賞金制度の創設

違法行為(6~12条)を申告又は通報し、かつ、その申告又は通報に係る事実を証明することができる十分な証拠資料を最初に提出した者に対し褒賞金を支払う褒賞金制度及び書面による実態調査制度が創設された。本改正は、2018年7月17日に施行されている。

(2) 2018年3月27日改正

ソウルの代理店紛争調停協議会に加え、本改正により、広域地方自治体にも代理店調停協議会を設置できることになった。本改正は、2019年1月1日に施行される予定である。

(3) 改正を踏まえた今後の留意点

褒賞金制度が、違法行為の申告の誘因となる一方で、地方における迅速な紛争解決のための手当もなされた。今後、代理店法の実効性が高まることが予想されることから、韓国企業との取引を行う際には、代理店法の規制を遵守することが益々重要になるだろう。

弁護士 龍野 滋幹
shigeki.tatsuno@amt-law.com
 弁護士 曹 貴鎬
kwiho.cho@amt-law.com

8. 【トルコ】トルコ企業の外貨建て借り入れ規制に係る法令の改正

トルコの外貨規制上、トルコ企業は、原則として、海外からの外貨建て借り入れを利用することが認められている。もともと、「トルコリラの価値の保護に関する命令第32号」及び「トルコリラの価値の保護に関する命令第32号に関するコミュニケ No. 2008-32/34」が2018年1月に改正され、同年5月2日に施行された。これにより、トルコ企業における外貨建て借り入れに関するルールが変更されている。トルコ企業を子会社に持つ日本企業においては、現地子会社の管理の際に留意する必要があるため、以下、改正後のルールの概要を紹介する。

1. 2018年5月2日改正後のトルコにおける外貨建て借り入れに係る規制の概要

A. 外貨建て収益のないトルコ企業に対する主な規制の概要

外貨建て収益のないトルコ企業においては、信用状等による外貨建て借り入れ(non-cash loan)については、トルコ国内又は海外から行うことができる。他方で、外貨建て収益のないトルコ企業において、現金による外貨建て借り入れは、原則としてトルコ国内又は海外から行うことはできない。ただし、以下のいずれかに該当する現金の外貨建て借り入れについては、例外的に、トルコ国内又は海外から行うことが認められている。

(a) 公的機関、銀行、リース会社及び金融会社による外貨建て借り入れ

- (b) 外貨建て借入れに係る借入残高が 1,500 万米ドル以上であるトルコ企業による外貨建て借入れ
- (c) 外貨建て借入れを許可する投資インセンティブ証書を有するトルコ企業による外貨建て借入れ
- (d) 「商品及びサービスに適用される付加価値税の比率に関する決定」の付属書 I(17)に記載されている HS コードを有する機械又は設備に係る資金調達のための外貨建て借入れ
- (e) ①国防庁(Undersecretariat of Defense)が承認した国防産業関連プロジェクトを実施するトルコ企業による外貨建て借入れ、又は、②国際的に公示された公共入札の受注者による外貨建て借入れ(なお、この外貨建て借入れの金額の合計は、受注金額を超えることはできない。)
- (f) PPP プロジェクトの実施者として指名されたトルコ企業による外貨建て借入れ(なお、この外貨建て借入れの金額の合計は、受注金額を超えることはできない。)
- (g) 輸出取引、通過貿易、輸出とみなされる販売及び輸送、その他外貨建て収益をもたらす事業又はサービスにより見込まれる将来の外貨建て収益の額を超えない範囲での外貨建て借入れ(ただし、過去 3 年間に外貨建て収益のない企業に限る。)
- (h) 2018 年 5 月 2 日付で改訂されたトルコ中央銀行の資本移動通達により決定された、関係省庁の指示に従って行われる外貨建て借入れ
 - ※ 具体的には、以下の外貨建て借入れがこれに該当する。
 - 2005 年 5 月 10 日付「発電のための再生可能エネルギー資源の利用に関する法律第 5346 号」に従い、政府による購入保証の範囲内での再生可能エネルギー投資に係る資金調達のための外貨建て借入れ(なお、この外貨建て借入れは、政府による購入保証がなされている年間発電量のうちの政府による未購入分に一定の価格(現地調達ボーナスを含む「再生可能エネルギー支援メカニズム」(Renewable Energy Support Mechanism)に定められた価格)を乗じた金額の 80%を超えてはならない。)
 - ①1994 年 11 月 24 日付「民営化の促進に関する法律第 4046 号」に基づく入札における受注者の外貨建て借入れ、又は、②入札価格が外貨建てである入札に係る外貨建て借入れ(なお、これらの外貨借入れの金額は、入札価格を超えることはできない。)
 - 株式取得のみを目的として設立され、それ以外に事業を行わない特別目的会社による外貨建て借入れ(なお、この外貨建て借入れの金額は、取得する株式の総額を超えることはできない。)
- (i) ①銀行のトルコ支店が有する外貨建て担保の額を超えない外貨建て借入れ、又は、②OECD 諸国の中銀若しくは中央銀行が発行若しくは保証する外貨建て証券の額を超えない外貨建て借入れ
- (j) 「商品及びサービスに適用される付加価値税の比率に関する決定」の付属書 I(17)に記載されている HS コードを有する機械又は設備のファイナンスリースの形式での外貨建て借入れ

B. 外貨建て収益のあるトルコ企業に対する主な規制の概要

外貨建て収益のあるトルコ企業は、原則として、トルコ国内又は海外から外貨建て借入れを行うことができる。ただし、以下の制約がある。

- (a) 外貨建て収益があり、かつ、外貨建て借入れに係る借入残高が 1,500 万米ドル未満のトルコ企業においては、既存の外貨建て借入れと新規の外貨建て借入れの借入金額の合計額は、当該企業における過去 3 会計年度の外貨建て収益の合計額を上回ることはできない。
- (b) 上記 A(2)(a)ないし(j)のいずれかに該当する外貨建て借入れについては、上記(a)の制約は適用されない。

2. 一般の借入取引においてよく問題となり得る外貨建て借入れに係る規制

トルコ企業において外貨建て借入れが認められる場合、当該トルコ企業には、トルコの外貨規制上、一定の義務等が課される場合がある。ここでその全てを紹介することはできないが、以下では、トルコ企業による一般の借入取引においてよく問題となり得る以下の A 及び B の 2 つのケースについて、適用されるルールを紹介する。

A. 外貨建て借入れに係る借入残高が 1,500 万米ドル以上のトルコ企業が行う外貨建て借入れ(上記 1A(2)(b))に係るルール

(a) 要件

- i. 前述のとおり、外貨建て借入れに係る借入残高が 1,500 万米ドル以上の企業は、新規に外貨建て借入れをすることができる。親会社及び子会社(なお、関連会社がこれに含まれるか否かは、法文上明らかではない。)からなるグループ会社に属する 1 社において、その外貨建て借入れに係る借入残高が 1500 万米ドル以上である場合には、当該グループ会社に属する他の会社も、外貨建て借入れをすることができる。
- ii. 外貨建て借入れの借入残高が 1,500 万米ドル以上か否かは、トルコ会計基準に従って作成された直近の計算書類、又は、それがない場合には税務上作成された貸借対照表に基づいて決定される。
- iii. 外貨建て借入れの借入残高が 1,500 万米ドル以上か否かを判断するにあたって、当該企業の株主からの借入れに係る借入残高を含めるか否かについては、法文上明らかではなく、この点についてはトルコ中央銀行も正式な見解を示していない(もっとも、非公式な見解としては、株主からの借入れに係る借入残高も含めるべきと考えられているようである。)。

(b) トルコ企業に適用される義務

- i. トルコ中央銀行は、トルコ企業の外貨建て借入れをモニタリングするため、「トルコ中央銀行の通貨ポジションに影響を及ぼす取引のモニタリング手順及び原則に関する規則」を制定している。同規則に従い、外貨建て借入れに係る借入残高が 1,500 万米ドル以上に達したトルコ企業には、翌四半期から、外貨建て借入れに係る報告義務が生じる。報告は、四半期毎に(年度末については年度末から 3 ヶ月以内に、それ以外の各四半期については、各四半期末から 1 ヶ月以内に)行うことされている。
- ii. また、上記の報告義務が生じたトルコ企業は、当該報告義務の発生日から 60 日以内に、独立監査人との間で独立監査契約を締結しなければならない。独立監査人は、当該トルコ企業が作成する四半期報告書及び年次報告書について年次監査を実施し、監査報告書を作成のうえ、トルコ中央銀行のシステムティック・リスク・データモニタリング・システム(Systematic Data Monitoring System)に提出する必要がある。

B. 外貨建て収益があり、かつ、外貨建て借入れに係る借入残高が 1,500 万米ドル未満であるトルコ企業が行う外貨建て借入れ(上記 1B(2)(a))に係るルール

(a) 要件

- i. 前述のとおり、外貨建て収益があり、かつ、外貨建て借入れに係る残高が 1,500 万米ドル未満であるトルコ企業においては、既存の外貨建て借入れと新規の外貨建て借入れの借入金額の合計額は、当該企業における過去 3 会計年度の外貨建て収益の合計額を上回ることはできない。これは、小規模企業が為替レートの変動の影響を受けることを防ぐこと等を目的とした規制である。親会社及び子会社(なお、

関連会社がこれに含まれるか否かは、法文上明らかではない。)からなるグループ会社に属する1社において、過去に外貨建て収益がある場合には、当該グループ会社に属する他の会社も、上記の制約の下で外貨建て借入れをすることができる。

(b) トルコ企業に適用される義務

- i. 過去3会計年度(なお、直前会計年度については、当該会計年度末から4ヶ月後の日から考慮される。)の外貨建て収益の金額は、公認会計士(certified public accountant)又は独立会計士(independent accountant)が作成した報告書を添付して、外貨建て収益申告書(フォームはトルコ中央銀行の資本移動通達に添付されている。)により申告する必要がある。
- ii. なお、グループ会社であっても、外貨建て収益申告書による申告は、そのグループに属する各企業において個別に行う必要がある。
- iii. 「トルコリラの価値の保護に関する命令第32号」において、既存の外貨建て借入れと新規の外貨建て借入れの借入金額の合計額が過去3会計年度の外貨建て収益の合計額を上回っていると判断された場合、当該超過額については、当該判断から10営業日以内に返済するか、又はトルコリラ建ての借入れに転換されなければならないとされている。もっとも、その転換方法や転換する際に適用すべき換算レートについては、「トルコリラの価値の保護に関する命令第32号」に定められておらず、現時点では明らかではない。

弁護士 山神 理
michi.yamagami@amt-law.com
弁護士 江本 康能
yasutaka.emoto@amt-law.com

◆TOPICS◆

【お知らせ】

角田太郎弁護士、福家靖成弁護士が下記のセミナーにて講演を行います。

「ブラジル Data Protection Law について」

日時:2018年9月12日(水)

会場:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 セミナールーム

東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング 20階

共催:マツス・フィーリヨ法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

※ 角田太郎弁護士、大河内亮弁護士が下記のセミナーにて講演を行いました。

「アフリカ進出の法務(南アフリカ・ケニア)」

日時:2018年8月2日(木)

主催:アンダーソン・毛利・友常法律事務所、Bowmans 法律事務所、一般財団法人海外投融資情報財団

※ 古田啓昌弁護士、原悦子弁護士、矢上淨子弁護士が下記のセミナーにて講演を行いました。

「アジア国際法学会日本協会 2018年度研究大会 試されるアジアと国際法」

日時:2018年7月1日(日)

主催:アジア国際法学会日本協会

※ 角田太郎弁護士、岩崎大弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「海外最新コンプライアンス事情 - 第3回 ブラジル」

掲載誌・刊号:月刊ビジネス法務(2018年10月号)

※ 池田孝宏弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「アジア法務相談室 第8回「インドネシアにおける契約実務」」

掲載誌・刊号:JCAジャーナル(2018年8月号)

※ 三木康史弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「アジア法務相談室 第7回「ベトナムにおける合弁事業のリスク管理」」

掲載誌・刊号:JCAジャーナル(2018年7月号)

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
- 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。